

上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事
公募型プロポーザル募集要領

1 工事の概要

(1) 工事名

上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事

(2) 目的

本業務は、現在当市で使用している防災行政無線システムを更新するに当たり、令和6年度から令和8年度にかけて整備・機能強化等工事を行うものである。

工事に当たり、既存設備の更新を基本としながら、使用できる設備・機器は引き続き使用することで整備費の縮減を図るとともに、システムによる情報収集、避難情報発令判断の支援及び情報の一斉配信機能等を導入することで災害対応の迅速化、効率化を図る。

(3) 工事内容

別紙「上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事 特記仕様書」のとおり

(4) 工事期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

2 見積限度額

2,886,553,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 資格要件

本工事への参加資格を有する者は、以下に掲げる要件を全て満たしている企業が自主結成の方法により3社以内で結成する特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 共同企業体の代表者の資格要件

ア 業種及び格付け等に関する要件

次の要件を全て満たすこと

- ① 令和6・7年度上越市建設工事入札参加資格者として電気通信工事の特定建設業の許可を有し、かつ電気通信工事の総合評定値（最新の経営事項審査の経営規模等評価結果通知書の総合評定値に上越市の主観点数を加算したもの）が「1,000点」以上であること。

- ② 令和 6・7 年度上越市建設工事入札参加資格者として、入札参加を希望した工事の種類のうち、経営事項審査において電気工事又は電気通信工事の平均完成工事高が最大であること。

イ 地域要件

新潟県内に本社又は営業所等（建設業法第 7 条に規定する経營業務の管理責任者を置く営業所等である必要はない）を有していること。

ウ 施工実績に関する要件

過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの間）に本工事と同種の工事（市町村デジタル同報系防災行政無線システム）を、元請として施工実績を有すること。（共同企業体での施工の場合は代表者に限る。）

エ 配置予定技術者に関する要件

次の要件を全て満たす専任の監理技術者を建設業法に従って施工箇所に配置できること。

- ① 建設業法第 26 条の監理技術者（電気通信）又は建設業法第 27 条の 1 級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者を専任で配置すること。なお、当該配置する技術者は、本参加資格確認申請のあった日において、3 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係であること。
- ② 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級陸上特殊無線技士のうちいずれかの資格を有すること。
- ③ 過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）において 1 件以上の市町村デジタル同報系防災行政無線システム工事の配置技術者としての経験を有すること。

オ その他の要件

- ① 上越市建設工事入札参加資格審査規定（平成元年上越市告示第 7 号）第 2 条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、参加資格者名簿の登録者以外の者であっても、本市の建設工事入札参加資格審査申請（申込方法等は市ホームページを参照）を参加申込前に本市契約検査課に提出し、その写しを参加申込書類に添付することを条件に、プロポーザルへの参加を認めることとする。なお、入札参加資格審査の結果によっては、プロポーザルへの参加を取り消す。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 公募開始日から選定結果が発表されるまでの間において、上越市又は新潟県から指名停止、又は入札参加資格の取り消しなどを受けている者でないこと。
- ⑨ 60MHz 帯同報系デジタル防災行政無線機器の製造社であること。
- ⑩ ISO（9000 又は 14000 シリーズ）の認証を取得していること。
- ⑪ 本プロポーザルへの参加者は、資本関係等のある企業のうち、自社及び関連企業を含めて 1 社のみとする。

(2) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格要件

ア 業種及び格付け等に関する要件

令和 6・7 年度上越市建設工事入札参加資格者として、電気通信工事の許可を有すること。

イ 地域要件

次のいずれかの要件を満たすこと。

- ① 上越市内に本社を有すること。
- ② 上越市内に営業所等を有すること。（公告時点で市に提出してある「市内営業所に係る調査表」に基づく）

ウ 施工実績に関する要件

過去 15 年間（平成 21 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの間）に本工事と同種の工事（電気通信工事）で、元請として 1 件の工事の請負額が 1 億円以上の施工実績を 1 件以上有すること。（共同企業体での施工の場合は代表者に限る。）

エ 配置予定技術者に関する要件

- ① 本工事に対応する専任の主任技術者を建設業法に従って施工箇所に配置できること。
- ② 第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有すること。
- ③ 過去 5 年間（平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）において 1 件以上の電気通信工事の配置技術者としての経験を有すること。

オ 営業所に関する要件

上越市内に営業所等を有する者は、令和6年5月1日時点において営業所等の開設年数が5年以上経過していること。

カ その他の要件

- ① 上越市建設工事入札参加資格審査規定（平成元年上越市告示第7号）第2条に基づく入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、参加資格者名簿の登録者以外の者であっても、本市の建設工事入札参加資格審査申請（申込方法等は市ホームページを参照）を参加申込前に本市契約検査課に提出し、その写しを参加申込書類に添付することを条件に、プロポーザルへの参加を認めることとする。なお、入札参加資格審査の結果によっては、プロポーザルへの参加を取り消す。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑥ 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑧ 公募開始日から選定結果が発表されるまでの間において、上越市又は新潟県から指名停止、又は入札参加資格の取り消しなどを受けている者でないこと。
- ⑨ 本プロポーザルへの参加者は、資本関係等のある企業のうち、自社及び関連企業を含めて1社のみとする。

(3) **共同企業体の構成要件**

ア 共同企業体の出資比率は次のとおりとする。

共同企業体	代表者出資比率	代表者以外の各構成員 最小出資比率
2社による共同企業体の場合	50%超	30%
3社による共同企業体の場合	40%以上	20%

5 説明会

説明会は開催しない。

6 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

下表の「参加申込書類」を提出すること。

項番	書類名	提出部数	様式
1	参加申込書	1部	様式第1号
2	特定共同企業体協定書	1部	様式第2号
3	企業概要書	各社1部	様式第3号
4	企業実績書	各社1部	様式第4号
5	配置予定技術者実績証明書	1部	様式第5号
6	監理技術者資格者証（監理技術者講習修了証）	1部	写し
7	主任技術者の資格要件を満たしていることが確認できる証明書の写し	1部	写し
8	建設業許可書（代表者は必須、構成員は所有する場合のみ）	各社1部	写し
9	経営事項審査結果通知書	各社1部	写し
10	ISO登録証（代表者のみ）	1部	写し
11	参加資格審査結果通知書の返信用封筒*	1枚	—

※返信用封筒：定型サイズ（長形3号）の封筒を使用し、郵送先の宛先を明記の上、84円切手を貼付したもの。

(2) 申込期限及び申込先

申込期限：令和6年6月7日（金）午後5時00分まで（必着）

申込先：問合せ先に同じ

(3) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とする。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強

化等工事参加申込書類在中」と朱書きし、一般書留により提出期限までに到着したものに限る。

(4) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、6月14日（金）までに参加資格の確認結果を通知する。

7 募集要領等の内容についての質問の受付及び回答

質問がある参加者は、質問書（様式-質問）を提出すること。

(1) 受付期間

令和6年5月29日（水）午後5時00分まで（必着）

(2) 提出方法

ア 電子メール（宛先：kikikanri@city.joetsu.lg.jp）

イ 電子メールの件名を：「【質問書】上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事公募型プロポーザル」とすること。

ウ 電子メール送信後は、必ず担当者まで電話で連絡すること。

(3) 質問の回答について

上記6により申込みのあった全参加者に対し、令和6年6月5日（水）までに質問者を伏せた形で電子メールにより回答を行う。ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合は回答しない。

8 提案書の作成要領

参加資格審査の結果通知により、参加資格が認められた者（以下「提案者」という。）は、以下により提案書を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

下表の書類を提出すること。

項番	書類名	提出部数	様式
1	提案書提出届	1部	様式第6号
2	提案書（紙）	10部	任意様式
3	提案書（電子媒体）	1部	任意様式
4	見積書	1部	任意様式
5	維持管理費用	1部	様式-維持管理
6	辞退書（応募後辞退の場合のみ）	1部	様式第7号

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

「上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事 特記仕様書」の内容を十分に理解し、以下の作成に係る留意事項を順守の上、提出書類を作成すること。

ア 提案書の表題は、「上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事に関する提案書」とする。

イ 提案書には以下の項目について記載すること。なお、原則項目ごとのページ数の指定はないものとするが、下表の順番で記載すること。

観点	項目
工事条件の理解	当市の地域性、既存システムの運用状況等、現状を考慮した提案
課題整理	当市の防災情報伝達上の課題や、職員の情報発信における課題に対する提案
技術提案	防災情報収集システムに関する提案
	発令判断支援システムに対する提案
	多層配信装置による一斉配信システムに関する提案
	防災アプリに関する提案
	各種システムの連携に関する提案
	同報系（親局設備、遠隔制御設備）の更新に関する提案
	屋外拡声子局の更新に関する提案
	その他設備等に関する提案
	移動系無線設備（IP 無線）の更新に関する提案
	既設設備併用運用に関する提案
	移行計画に関する提案
施工体制に関する提案	
保守	整備工事後の保守内容・体制に関する提案
	維持管理費用に関する提案
企業独自提案	企業独自の提案がある場合のみ記載すること

ウ 作成に用いる言語は日本語、通過は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

エ 原則 A4 判（片面印刷）で表紙、裏表紙を除き 40 ページ以内とすること。また、本文下部にはページ数を付すほか、余白に会社名を表示すること。

オ 本文に A3 判以上の用紙を使用する場合は、A4 判の大きさに織り込むこととし、用紙の大きさに応じて、A4 判のページ数に換算し 40 ページ以内とすること。（例：A3 判 1 ページは、A4 判 2 ページ分）

カ 自由書式とし、文字サイズは 12 ポイント以上とすること。なお、図表は必ずしもこの限りではない。

キ 提案書の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でも理解できる記載とすること。

ク 見積書には総額及び内訳について記載すること。

ケ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

コ 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出期限及び提出先

提出期限：令和6年6月21日（金）午後5時00分（必着）

提出先：問合せ先に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とする。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事提案書類在中」と朱書きし、一般書留により提出期限までに到着したものに限り。

9 プレゼンテーションの実施

選定の審査を厳正かつ公正に行うため、上越市防災行政情報伝達システム整備・機能強化等工事事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案書の審査及び評価を実施して受託候補者を選定する。

受託候補者の選定に当たり、提案者は6月24日（月）以降に予定する選定委員会において、プレゼンテーションを実施するものとする。ただし、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査（書類審査）を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行うことがある。

なお、詳細については別途通知する。

10 審査要領

(1) 一次審査（書類審査）

ア 審査方法

提出された参加申込書類、見積書を基に、書類審査を行うものとする。

イ 結果通知

選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認め、一次審査（書類審査）により最終審査（プレゼンテーション）に進む提案者を選定した場合は、一次審査結果を通知するものとする。また、最終審査に進む提案者に対しては、一次審査結果通知により最終審査日時及び会場を連絡する。

なお、一次審査（書類審査）による提案者の選定を行わなかった場合は、一次審査結果通知に替えて、最終審査日時及び会場を通知する。

ウ 審査基準及び配点

評価観点	評価項目	最高 点数
企業の施工能力	企業規模	20 点
	施工実績	20 点
	配置予定技術者の実績	20 点
	配置予定技術者の保有資格	20 点
	品質及び情報セキュリティ	10 点
	本店、支店、営業所の所在地	20 点
合計		110 点

(2) 最終審査（プレゼンテーション）

ア 審査方法

- ・プレゼンテーション、デモ及びヒアリングを基に、選定委員会が審査する。

イ 日時及び会場

- ・一次審査を通過した者に最終審査の日時と会場を通知する。

ウ 説明資料

- ・提出された提案書以外の資料配布は原則認めない。

エ プレゼンテーション等時間

- ・1 提案当たり 100 分程度（準備 10 分、プレゼンテーション 50 分、デモ 20 分、ヒアリング 20 分）とすること。

オ 留意事項

- ・出席者は 8 人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者 1 人及び主担当者 1 人は必ず出席すること。これを超える最終審査会場への入室は認めない。
- ・映写しながらプレゼンテーションを行う場合は、提案者がパソコンを持参すること。
- ・プロジェクターは本市が用意するが、接続端子は HDMI のみであることから、必要があれば、提案者がプロジェクターも持参すること。

カ 審査基準及び配点

評価観点	評価項目	最高 点数
工事条件の理解	当市の地域性、既存システムの運用状況等、現状を考慮した提案	10 点
課題整理	当市の防災情報伝達上の課題や、職員の情報発信における課題に対する提案	20 点
技術提案	防災情報収集システムに関する提案	180 点
	発令判断支援システムに対する提案	
	多層配信装置による一斉配信システムに関する提案	
	防災アプリに関する提案	
	各種システムの連携に関する提案	
	同報系（親局設備、遠隔制御設備）の更新に関する提案	
	屋外拡声子局の更新に関する提案	
	その他設備等に関する提案	
	移動系無線設備（IP 無線）の更新に関する提案	
	既設設備併用運用に関する提案	
	移行計画に関する提案	
施工体制に関する提案		
保守	自社が行う、整備工事後の保守内容・体制に関する提案や、維持管理費用に関する提案	10 点
企業独自提案		20 点
全体評価		10 点
合計		250 点

(3) 受託候補者特定方法

受託候補者特定方法は、採点結果の得点により評価する方式（得点方式）及び各委員の評価順位により評価する方式（順位方式）を併用する。

なお、得点方式においては一次審査（書類審査）の採点結果と、最終審査（プレゼンテーション）における各委員の採点結果の平均点数を合計した点数を最終得点とする。

ア 受託候補者は、得点方式により最終得点が 360 点満点中 180 点以上の評価があったものの中から選ぶ。ただし、全員が 180 点未満となった場合は、点数の上位者とする。

イ 得点方式で最終得点が最も高い者、かつ、順位方式で最も多くの委員から第一順位に評価された者を、受託候補者とする。

ウ イにより両方式の該当者が一致しない場合又は同点により該当者が複数いる場合は、それぞれの方式の該当者の中から委員の多数決により受託候補者を選定する。

11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、以下のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの。
- (6) 見積書の金額が、2 見積限度額を超過したもの。

12 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。なお、結果に対する質問や異議は一切受け付けない。

13 日程

募集公示	5 月 24 日 (金)
質問書提出期限	5 月 29 日 (水)
質問回答期限	6 月 5 日 (水)
参加申込書類提出期限	6 月 7 日 (金)
参加資格の審査・確認結果通知	6 月 14 日 (金)
提案書提出期限	6 月 21 日 (金)
最終審査 (プレゼンテーション) 実施	6 月下旬 (予定)
選定委員会	6 月下旬 (予定)
契約締結交渉	7 月上旬 (予定)
仮契約	8 月下旬 (予定)
本契約	9 月下旬 (予定)

※仮契約を締結し、議会承認後に本契約するものとする。

14 契約の締結

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者 (第一優先受託候補者) と契約の締結交渉を行い、詳細な工事内容の確認及び契約価格その他契約条件について合意に達した後に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、第一優先受託候補者と協議が整わない場合にあつては、第二優先受託候補者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、契約手続きについては、上越市財務規則の定めによる。

15 その他の留意事項

- (1) 提出期限までに参加申込書類を提出していない者及び参加資格がない者は、提案書を提出できないものとする。
- (2) 提出期限後における参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用の差替え、訂正及び再提出は認めないものとする。なお、本市から参加申込書類及び提案書等の提出後に、必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合はこの限りではない。
- (3) 提出された参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用は、提案資格の確認及び受託者の特定以外の目的で提案者に無断で使用しない。ただし、情報公開請求があつた場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある
- (5) 提出された参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用は返却しない。
- (6) 参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用の作成に要した費用、旅費、その他一切の費用については、提案者の負担とする。
- (7) 本手続きにおいて提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加申込書類、提案書、見積書及び（様式）維持管理費用を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、指名停止を行う場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。
- (9) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識、技術を除き全て本市に帰属するものとする。
- (10) 配置予定技術者（主任技術者及び監理技術者）は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得たうえで変更することができる。
- (11) 提案者が1者であっても審査を実施し、選定委員会が基準を満たしていると判断した場合は、受託候補者を選定する。
- (12) 参加申込書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第7号）を提出すること。

16 担当課（問合せ先）

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市 防災危機管理部 危機管理課

電話番号：025-520-5665

FAX：025-526-5061

電子メールアドレス：kikikanri@city.joetsu.jp